

武蔵野法学第14号： 表紙,扉,目次,執筆者一覧,執筆要綱,奥付

| | |
|-------|--|
| メタデータ | 言語: Japanese 出版者: 公開日: 2021-03-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属: |
| URL | https://mu.repo.nii.ac.jp/records/1460 |

武蔵野法学

第14号

論 説

トランプ政権とアメリカ法 樋口 範雄

共同不法行為としての不貞行為

－離婚慰謝料に関する最判

平成31年2月19日民集73巻2号187頁を契機として－ 鈴木 清貴

OECD 諸国における日本の規制ガバナンスの位置

－Government at a Glance 2019 のレビューを通じて－ 深谷 健

国連人権理事会・恣意的拘禁作業部会「Deniz Yengin 及び

Heydar Safari Diman (日本) に関する意見 No.58/2020」の紹介

－日本政府による入管収容施設への収容について、世界人権宣言

及び自由権規約の規定に違反しており、恣意的な身体の自由の

剥奪にあたるかと判断した意見－ 高尾 栄治

中国における証券集団訴訟 朱 大明

横領罪と背任罪の連関性についての法制史的考察

－改正刑法假案の視座－(四) 林 弘正

武蔵野大学法学会

2020

武蔵野法学 第14号

2020

武蔵野大学法学会

目次

論説

中国における証券集団訴訟

朱

大明

1

横領罪と背任罪の連関性についての法制史的一考察

— 改正刑法假案の視座 — (四)

林

弘正

23

要旨

81

執筆者一覧

85

武蔵野大学『武蔵野法学』執筆要綱

86

目次

論説

トランプ政権とアメリカ法 樋口 範 雄 210 (1)

共同不法行為としての不貞行為

－離婚慰謝料に関する最判

平成 31 年 2 月 19 日民集 73 卷 2 号 187 頁を契機として－

鈴木 清 貴 174 (37)

OECD 諸国における日本の規制ガバナンスの位置

－Government at a Glance 2019 のレビューを通じて－

深 谷 健 146 (65)

国連人権理事会・恣意的拘禁作業部会「Deniz Yengin 及び

Heydar Safari Diman(日本)に関する意見 No.58/2020」の紹介

－日本政府による入管収容施設への収容について、世界人権宣言及び自由権規約の規定に違反しており、恣意的な身体的自由の剥奪にあたりと判断した意見－

高 尾 栄 治 124 (87)

要 旨

96 (115)

執筆者一覧

91 (120)

執筆者一覽

執筆者一覽

林 朱
弘 大
正 明
…… 武蔵野大学教授
…… 島根大学名誉教授

武蔵野大学『武蔵野法学』執筆要綱

一 執筆資格

武蔵野法学への執筆資格をもつのは、以下の者とする。

1. 武蔵野大学法学研究所員
2. 『武蔵野法学』編集委員会の承認を受けたその他の者

二 原稿内容

1. 武蔵野法学には論文・判例総合研究・研究ノート・判例評釈・資料紹介・書評のほか、編集委員会が認めたもの（以下、「論文等」という）を掲載する。
2. 論文等の内容は、法学およびその周辺領域に関するものとする。
3. 応募できる論文等は、未発表のものに限る。

三 原稿の様式および文量

1. 使用できる言語は、日本語または英語とする。
2. 原稿は原則として縦書とし、マイクロソフト社のワード形式で保存された電子ファイルで提出する。日本語であっても、数式等が多く性質上横書きが相当と思われるものについては、横書きでの掲載を許可する。

その場合、提出前に編集委員会へ問い合わせること。また許可をうけた場合、数詞等の表記は横書きを前提として準備すること。

3. 原稿の様式は以下のとおりとする。

- (1) 原稿は、すべてA4サイズとする。
- (2) 本文および注は、一行四〇字一ページ三十行とする。
- (3) 原稿には表紙を付する。表紙には論文タイトル・サブタイトル・執筆者（共同または分担して執した論文等の場合はその全員）の氏名・所属機関・職位を記載する。
- (4) 原稿には目次を付する。目次は、原則として大見だしおよび中見だしのみで構成する（章および節に相当）。大見だしは漢数字（一、二、三…）、中見だしはアラビア数字全角（1、2、3…）を用いる。必要な場合、さらに小さな見だしをつけることができるが、第・章・節等の文字は使用しない。
- (5) 句読点・「」・（ ）は全角のものを使用する。
- (6) 注は、原則として以下のとおりとする。
 - ① 注は、縦書きの場合は、本文末尾に一括してかかげる。横書きの場合は、各頁の脚注とする。
 - ② 注は通し番号とし、体裁は半角算用数字（1、2、3…）とする。

(7) 引用・参考文献の記載は、原則として以下のとおりとする。

①和書単行本の場合

丸山眞男『現代政治の思想と行動』第二版、未来社、一九六四年、一四〇頁。

②和雑誌論文の場合

坂野潤治『日本近代史の中の交詢社私擬憲法案』、『近代日本研究』二二、慶應義塾福祉研究センター、二〇〇五年、一八頁。

③洋書単行本の場合

Berlin, I. *Fathers and Children*, Oxford University Press, 1972, pp.30-32.

(小池銈訳『父と子』みすず書房、一九七六年、五六頁)

④洋雑誌論文の場合

Schickler, E. *Institutional Change in the House of Representatives, 1867-1998*, in *American Political Science Review*, Vol.94, No.2, June 2000, p287.

⑤そのほか、各研究分野の文献引用方法にしたがう。

(8) 原稿には、別刷りで要旨を付する。

4. 原稿の分量は以下のとおりとする。

(1) 日本語の場合、論文・判例総合研究は三三、〇〇〇字以内（注・参考文献・図表をふくむ）、

研究ノート・判例評釈・資料紹介は一六、〇〇〇字以内、書評は八、〇〇〇字以内とする。

なお、改行等による空白部分も字数に含める。

文字数が明らかに超過している場合には、掲載を不許可とすることがある。

(2) 英語の場合、論文・判例総合研究は一三、〇〇〇 words 以内（注・参考文献・図表をふくむ）、研究

ノート・判例評釈・資料紹介は六、五〇〇 words 以内、書評は三、〇〇〇 words 以内とする。

なお、改行等による空白部分も字数に含める。

文字数が明らかに超過している場合には、掲載を不許可とすることがある。

(3) 図表は、その占めるスペースを字数換算して制限字数に計算する。1点あたり10行分（4000字相当）に換算する。

(4) 要旨は五〇〇字以内とする。

四 提出方法

提出は以下のとおりとする。

1. 原稿は電子ファイルに保存し、武蔵野法学編集委員会に添付ファイルとして送信するか、あるいは電子ファイルをCD-ROM等の電子記録媒体に保存して編集委員会に添付ファイルとして送信するか、あるいは

電子ファイルをCD-ROM等の電子記録媒体に

保存して編集委員会宛に郵送すること。電子メー

ルで送信する場合、メールの件名 (Subject) に

「武蔵野大学 武蔵野法学論文」と記載すること。

2. 提出期日は、各募集要項で公表する。

3. 提出した論文は一切返却しない。

七 倫理規定

投稿論文の執筆に際しては、他者の著作権等の侵害、

名誉毀損その他の問題等を生じないように十分に配慮

すること。なお、万一『武蔵野法学』に掲載された執

筆内容が前記の問題を生ぜしめたと認められた場合、

執筆者がその一切の責任を負うものとする。

五 校正

校正は印刷上の誤り、不備の訂正のみにとどめ、校正

段階での新たな加筆修正は認めない。

六 原稿送付先

原稿の送付は下記とする。

〒一三五―八一八一

東京都江東区有明三丁目三番地三号

武蔵野大学法学研究所

『武蔵野法学』編集委員会 庶務担当

TEL: 〇三―五五三〇―七七三〇 (直通)

FAX: 〇三―五五三〇―三八二二

E-MAIL: a_gakubu@musashino-u.ac.jp

執筆者一覧

樋口 範 雄 …………… 武蔵野大学特任教授

鈴木 清 貴 …………… 武蔵野大学教授

深 谷 健 …………… 武蔵野大学准教授

高 尾 栄 治 …………… 武蔵野大学客員研究員

武蔵野大学法学会

| | |
|----------|--------|
| 青木裕子 | 上代庸平 |
| 荒木泰貴 | 鈴木清貴 |
| 有吉尚哉 | 高橋正樹 |
| 栗田口太郎 | ○竹之内一幸 |
| ○池田眞朗 | 中園和仁 |
| ドナ・ウイークス | 中村絢子 |
| 加藤青延 | 中村孝文 |
| 金井高志 | 樋口範雄 |
| 金尾悠香 | 深谷健 |
| ○金安妮 | 古谷英恵 |
| 後藤新 | 三上威彦 |
| 佐藤直人 | 三村憲弘 |
| 下條慎一 | 山崎新 |
| 朱大明 | |

(五〇音順・武蔵野法学編集員〇印)

武蔵野法学 第十四号

令和三年三月三十一日 発行

編集・発行 武蔵野大学法学会（法学研究所内）

〒一三五―八一八―一

東京都江東区有明三丁目三番三号

電話〇三―五五三〇―七七三〇

FAX〇三―五五三〇―三八一二

制作 株式会社創文

〒一〇三―〇〇一六

東京都中央区日本橋小網町二二―一

電話〇三―五六四三―三三二一

MUSASHINO HOGAKU

Journal of Law and Political Science

American consitutional law in the age of Trump Norio Higuch

L'adultère comme coresponsabilité civile:
À propos de Cass. 3ème, 19 fev. 2019 relatif
au dommage moral provenant de divorce Kiyotaka Suzuki

Plotting the iREG Scores of Japan's Regulatory
Governance in OECD Countries
—A Review Analysis of Government at a Glance 2019— Takeshi Fukaya

Commentary on Opinion No. 58/2020 concerning
Deniz Yengin and Heydar Safari Diman (Japan)
adopted by the Working Group on Arbitrary Detention Eiji Takao

Securities Class Action in China Zhu Daming

Zusammenhang zwischen der Unterschlagung
und der Untreue aus dem Gesichtspunkt (4) Hiromasa Hayashi

Edited by Hogakukai
(The Association of Law and Political Science)
Musashino University
Tokyo